

高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、イノシシの「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、積極的な管理を進めます。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）
（第13次高知県鳥獣保護管理事業計画期間内）

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

高知県全域

5 これまでの経過と現状

捕獲数は増加していますが、農業被害は、依然として深刻な状況にあります。

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

総合的な被害防止対策を積極的に推進することで、被害の軽減を図ります。

7 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

国が示す平成23年度末までの推定生息数を令和5年度末までに半減させる目標を考慮し、現計画の年間捕獲目標20,000頭を維持して、イノシシの管理を積極的に推進します。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施できるよう計画に定めます。

9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

耕作放棄地などの生息環境管理について普及啓発等に努めます。

10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

捕獲したイノシシの有効活用を進め、個体数の管理に資することとし、豚熱（CSF）ウイルスを拡散することがないように、環境省と農林水産省が共同で作成した「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に従います。